

公費負担医療制度一覧表

NO. 2-1

国民健康保険課 平成16年 4月現在

法別 番号	法 律 名 (根 拠 条 文)	医 療 給 付 名	国保との 優先関係	国 保 と の 関 係	公費	負担区分		食事療養 費の公費 負担有無	県担当課・係名 (内線番号)	備 考
					国	県	市町村			
⑩	結核予防法 (法 第 3 4 条)	適 正 医 療	国保優先	国保7割、公費2.5割、本人0.5割 (対象外疾病・国保7割、本人3割)	1/2	1/2	-	×	健康増進課 感染症・難病担当 (1839)	
⑪	結核予防法 (法 第 3 5 条)	従 業 令 止 所	国保優先	国保7割、公費3割、 ※ただし、所得税額が150万円以上の者の場合 は、自己負担月額が最高2万円。	3/4	1/4	-	○	健康増進課 感染症・難病担当 (1839)	
12	生活保護法 (法 第 1 5 条)	医 療 扶 助	公費優先	(単独)全 額 公 費 ※各種医療保険及び公費負担医療分では、生 活保護法に優先する。	3/4	①1/4 ②-	1/4	○	地域福祉課 生活保護担当 (1521)	※①県措置分 ②市措置分
13	戦傷病者特別援護法 (法 第 1 0 条)	療 養 の 給 付	公費優先	全 額 公 費	10/10	-	-	○	地域福祉課 援護恩給担当 (1522)	
14	戦傷病者特別援護法 (法 第 2 0 条)	更 正 医 療	公費優先	全 額 公 費	10/10	-	-	○	地域福祉課 援護恩給担当 (1522)	
⑮	身体障害者福祉法 (法 第 1 9 条)	更 正 医 療	国保優先	国保7割、公費3割、 (所得に応じた自己負担がある。更正医療給 付券に表示)	1/2	①- ②1/4	1/2 1/4	○	障害福祉課 生活支援担当 (1577)	※①実施主体が市の場合 ②実施主体が町村の場合
⑯	児 童 福 祉 法 (法 第 2 0 条)	育 成 医 療	公費優先	全額公費 ※医療保険の給付と併用の場合、国保7割、公費3割、 ※所得に応じた自己負担がある。	1/2	1/2	-	○	母子保健福祉課 母子保健担当 (1546)	※身体に障害のある児童で、対象疾患が 定められている。
⑰	児 童 福 祉 法 (法 第 2 1 条 の 9)	療 育 医 療	公費優先	全額公費 ※医療保険の給付と併用の場合、国保7割、公費3割、 ※所得に応じた自己負担がある。	1/2	1/2	-	○	母子保健福祉課 母子保健担当 (1546)	※結核に罹患している満18歳未満の児童 で、入院を必要とするもの。
18	原爆被爆者援護法 (法 第 1 0 条)	認 定 疾 病 医 療	公費優先	全 額 公 費	10/10	-	-	○	健康増進課 精神保健福祉担当 (1837)	
19	原爆被爆者援護法 (法 第 1 0 条)	一 般 疾 病 医 療	国保優先	国保7割、公費3割	10/10	-	-	○	健康増進課 精神保健福祉担当 (1837)	
⑳	精神保健福祉法 (法 第 2 9 条)	措 置 入 院	国保優先	国保7割、公費3割、 ※ 所得税額が150万円以上の者の場合は、 自己負担月額が最高2万円。	3/4	1/4	-	○	健康増進課 精神保健福祉担当 (1837)	※全額公費負担が原則であるが、医療保 険による給付が受けられる場合は、1部負 担額を公費が負担する。
㉑	精神保健福祉法 (法 第 3 2 条)	通 院 医 療	国保優先	国保7割、公費2.5割、本人0.5割	1/2	1/2	-	×	健康増進課 精神保健福祉担当 (1837)	※社保・国保加入者・加入保険に関係なく 原則として一律5%の自己負担。※無保険 者・診療費の5%が自己負担。 公費単独レセで請求。
㉒	麻薬及び向精神薬取締法 (法 第 5 8 条 の 8)	措 置 入 院	国保優先	国保7割、公費3割、 ※前年度の所得額に応じた自己負担 あり。	3/4	1/4	-	○	薬務課 麻薬担当 (1893)	※入院の期間・当初30日を越えない範 囲・全体の入院期間は、当初から起算し て、6ヶ月を越えない。

公費負担医療制度一覧表

NO. 2-2

国民健康保険課 平成16年 4月現在

法別 番号	法 律 名 (根 拠 条 文)	医 療 給 付 名	国保との 優先関係	国 保 と の 関 係	公費			食事療養 費の公費 負担有無	県担当課・係名 (内線番号)	備 考
					国	県	市町村			
23	母子保健法 (法 第 2 0 条)	養 育 医 療	国保優先	国保8割、公費2割、 ※前年度の所得額に応じた自己負担あり。	1/2	1/2	-	○	母子保健福祉課 母子保健担当 (1546)	※未熟児の保護者が居住地を管轄する保 健所に申請書を提出。 (出生時体重2,000グラム以下)
27	老人保健法 (法 第 2 5 条)	療 養 の 給 付			4/6	1/6	1/6	○	国民健康保険課 医療指導担当 (1564)	
28	感染症予防医療法 (法 第 3 7 条)	収 容 医 療 (一 類 感 染 症 等 の 患 者 の 入 院)	国保優先	国保7割、公費3割	1/2	1/2	-	○	健康増進課 感染症・難病担当 (1839)	
29	感染症予防医療法 (法 第 3 7 条)	収 容 医 療 (新 感 染 症 の 患 者 の 入 院)	公費優先	全 額 公 費	1/2	1/2	-	○	健康増進課 感染症・難病担当 (1839)	
51	特定疾患治療研究事業	治 療 研 究 (治療費補助)	国保優先	国保7割、公費3割	1/2	1/2	-	○	健康増進課 感染症・難病担当 (1839)	※一部負担がない患者 51-41-601-4 ※一部負担がある患者 51-41-602-2
	先天性血液凝固因子 障害等治療事業	治 療 研 究 (治療費補助)	国保優先	国保7割、公費3割	1/2	1/2	-	○	健康増進課 感染症・難病担当 (1839)	※対象疾患が定められている。 ※対象疾患が定められている。
52	小児慢性特定疾患治 療 研 究 事 業	治 療 研 究 (治療費補助)	国保優先	国保7割、公費3割	1/2	1/2	-	○	母子保健福祉課 母子保健担当 (1546)	※ 対象疾患の入院・通院・別 の制限がある。
53	児 童 福 祉 法 (法 第 2 2 条)	助産施設への入所 措 置 医 療	国保優先	国保7割、公費3割、 ※前年度の所得額に応じた自己負担あり。	1/2	①1/2 ②1/4	- 1/4	○	母子保健福祉課 母子福祉担当 (1547)	※ ①県措置分 ②市措置分
	児 童 福 祉 法 (法 第 2 7 条)	措 置 医 療	国保優先	国保7割、公費3割、 ※前年度の所得額に応じた自己負担あり。	1/2	1/2	-	○	制度 母子保健福祉課 児童福祉担当(1548) 支払 障害福祉課	(障害福祉課 自立支援担当(1575))
	児 童 福 祉 法 (法 第 3 3 条)	一時保護の医療	国保優先	国保7割、公費3割、 ※前年度の所得額に応じた自己負担あり。	1/2	1/2	-	○	制度 母子保健福祉課 児童福祉担当(1548) 支払 障害福祉課	(障害福祉課 自立支援担当(1575))
	知的障害者福祉法 (法 第 1 6 条)	援護施設への入所 措 置 医 療	国保優先	国保7割、公費3割、 ※前年度の所得額に応じた自己負担あり。	1/2	- ②1/4	①1/2 1/4	○	障害福祉課 生活支援担当 (1574)	※ ①市措置分 ②町村措置分
81	乳 幼 児 医 療 (佐 賀 県)	乳幼児の医療	国保優先	国保8割、乳幼児医療2割、 ※ただし、1医療機関(1診療科)につき、 1月に300円の自己負担がある。	-	1/2	1/2	○	母子保健福祉課 母子保健担当 (1546)	

(注) 法別番号を○で囲んでいるのが、委託契約に含まれる公費分。